

## 大阪市立クラフトパーク 貸室使用許可業務取扱要領

### (趣旨)

#### 第1条

この要領は、大阪市立クラフトパーク（以下「本施設」という。）の指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う貸室の使用許可に関する業務の取扱いについて、必要な事項を定めるものであり、大阪市行政手続条例の趣旨を踏まえるとともに、大阪市立クラフトパーク条例および大阪市立クラフトパーク条例施行規則に基づき、施設の設置目的に沿った公正かつ適正な使用許可業務の確保を図ることを目的とする。

### (関係法令等の遵守)

#### 第2条

指定管理者は、貸室使用許可業務の実施にあたり、地方自治法、大阪市行政手続条例、大阪市立クラフトパーク条例、大阪市立クラフトパーク条例施行規則、その他関係法令および大阪市との指定管理協定書を遵守しなければならない。

### (用語の定義)

#### 第3条

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

##### (1) 貸室

本施設内において、条例および施行規則に基づき使用を許可するホール、会議室、作業室、工房その他の室をいう。

##### (2) 使用者

貸室の使用許可を受けた個人または団体をいう。

### (適用範囲)

#### 第4条

本要領は、指定管理者が管理するすべての貸室についての使用許可業務に適用する。

### (基本原則)

#### 第5条

指定管理者は、貸室使用許可業務の取扱いにあたり、大阪市立クラフトパーク条例および同条例施行規則に定める施設利用の公平性、公益性および安全性を確保するとともに、恣意的な判断を行わないよう十分配慮するものとする。

(使用申請)

#### 第6条

貸室を使用しようとする者は、指定管理者が定める方法により、必要事項を記載した使用申請を行うものとする。

2 指定管理者は、申請方法および申請期限について、あらかじめ周知するものとする。

(標準処理期間)

#### 第7条

指定管理者は、使用申請を受理した日から、合理的かつ適切な期間内に使用許可または不許可の判断を行うよう努める。

2 標準的な処理期間については、可能な限り事前に明示するものとする。

(使用許可の基準)

#### 第8条

指定管理者は、次に掲げる事項を総合的に勘案し、貸室の使用許可を行う。

- (1) 使用目的が大阪市立クラフトパーク条例に定める施設の設置目的に反しないこと
- (2) 施設および設備の保全、安全管理上支障がないこと
- (3) 他の利用者の利用を不当に妨げるおそれがないこと

(使用を許可しない場合)

#### 第9条

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、貸室の使用を許可しないことができる。

- (1) 条例または施行規則に違反すると認められる場合
- (2) 公の秩序または善良な風俗を害するおそれがある場合
- (3) 施設または設備を損傷するおそれがある場合
- (4) 政治活動、宗教活動などの利用の場合
- (5) 管理運営上、特に支障があると認められる場合

(不許可理由の提示)

#### 第10条

指定管理者は、貸室の使用を不許可とした場合には、

大阪市行政手続条例の趣旨を踏まえ、申請者に対し、その理由を明示するよう努めるものとする。

(使用条件)

#### 第 11 条

使用者は、指定管理者が定める使用条件および指示を遵守しなければならない。

(使用許可の取消し等)

#### 第 12 条

指定管理者は、使用許可後においても、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用許可を取消し、または使用の制限を行うことができる。

- (1) 使用条件に違反した場合
- (2) 虚偽の申請により使用許可を受けた場合
- (3) 公益上または管理運営上やむを得ない必要が生じた場合

(個人情報の取扱い)

#### 第 13 条

指定管理者は、貸室使用申請により取得した個人情報について、関係法令を遵守し、適切に管理するものとする。

(要領の周知)

#### 第 14 条

指定管理者は、本要領を施設内への備え付け、掲示またはウェブサイトへの掲載等により周知するものとする。

(報告および説明責任)

#### 第 15 条

指定管理者は、本要領の運用状況について、大阪市から求めがあった場合には、適切に報告および説明を行うものとする。

(要領の改正)

#### 第 16 条

本要領を改正する場合は、その内容について必要に応じ大阪市と協議のうえ、適切に対応するものとする。

(附則)

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。